

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和六年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件

○厚生労働省告示第八十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十一条第三項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和六年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

七二五、九一二円